

令和7年5月16日

守山市議会議長 渡 邊 邦 男 様

守山市議会議員政治倫理審査会

委員長 野 洲 和 博

審 査 結 果 報 告 書

令和7年4月15日付けで審査の付託を受けた件について、守山市議会議員政治倫理条例第8条の規定に基づき、下記のとおり審査結果を報告します。

記

1 審査対象議員

今江 恒夫 議員

2 審査請求の対象となった事案の該当条項

(1) 守山市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号

議員は、議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。

(2) 守山市議会議員政治倫理条例第3条第1項第2号

議員は、その権限または地位を利用して、自己または特定の者の利益を図らないこと。

3 審査請求の対象となった事案の内容

審査対象議員は、市の休日に閉鎖されている守山市庁舎の議会エリア（以下、「議会エリア」という。）を無断で使用し、自らが所属する政党（日本保守党）支持者と集会を開催した。

また、事後対応においても、議長や他の議員に対して、事実と異なる説明を繰り返した。

4 審査会について

(1) 審査会委員名簿

	氏 名	備 考
学識経験者	野洲 和博	弁護士
学識経験者	石塚 武志	龍谷大学法学部准教授
市民代表	中川 郁男	守山市自治連合会会長
市民代表	三嶋 一博	元滋賀県職員（元滋賀県湖北地域振興局長）
市民代表	國枝 敏孝	元守山市議会議員
議員代表	新野 富美夫	守山市議会議員（守政会）
議員代表	小牧 一美	守山市議会議員（日本共産党議員団）
議員代表	藤木 猛	守山市議会議員（無所属）

(2) 審査の経過について

ア 第1回審査会：令和7年4月15日（火）

全委員出席の中、正副委員長を互選により選出した後、議長より審査の付託を受けた。事案審査では、まず、議会事務局から審査請求事案の説明の後、審査請求者から請求に至った経緯および審査請求内容等について説明を受け、続いて今江議員が弁明し、委員による事情聴取を行った。その後、審査請求事案の事実確認を行い、審査会として守山市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号および同条同項第2号に違反すると認定した。次に、議会が講ずるべき措置についての協議・検討を行い、次回の審査会にて審査結果を取りまとめることとした。

イ 第2回審査会：令和7年5月16日（金）

全委員出席の中、第1回の審査内容を踏まえ、審査結果を取りまとめた審査結果報告書（案）について、協議・確認を行い、議長に報告することについて承認を得た。

5 審査結果について

本審査会は審査の結果、審査対象議員の前記所為は、守山市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号および同条同項第2号に掲げる政治倫理基準に違反する行為であったと認定し、同議員に対して議会がなすべき処分としては、「議長文書戒告」が相当であると判断した。また、同議員は、本会議において陳謝するものとする。その理由は以下に述べるとおりである。

(理由)

(1) 認定した事実とこれに対する評価

今江議員は、市の休日のため閉鎖されている議会エリアに、貸与されたカードキー（議員証明書）を使い、自らが所属する政党（日本保守党）の支持者16名（守山市内在住者2名、守山市外在住者14名）を正当な理由もなく招き入れた。庁舎3階の議会エリアには、議長室、事務局執務室、議員ロビーの他、議員のプライベートスペースである議員控室があり、議員控室は休日であっても施錠をしていないことは、同議員も認識していた。そうした休日において、原則として関係者以外の立ち入りが禁じられている場所に16名もの政党支持者を招き入れるということは、社会通念に照らして明らかに許容される範囲を超えており、議員としての自覚に欠けた重大な非違行為である。また、政党支持者が同じ場所に約1時間50分に亘りとどまり、議会ロビーに滞在していた点についても、単に談笑していただけとは考えにくく、議員自身が冒頭に自分が挨拶を述べ、その後、出席者間で政治談議が行われたと認めるように、政党活動の一環であったと言わざるを得ない。

したがって、同議員の前述の行為は、議員の権限または地位を利用して、自己または特定の者、いわゆる政党支持者の利益を図ったものであり、さらに、市民の負託を受けた議員としての自覚を著しく欠いたものと言わざるを得ず、その結果、議員の品位と名誉を損ね、市民の議会に対する信頼を損ねたものであって、前記条例第3条第1項第1号および第2号に違反するものと認められる。

また、本事案発生後の同議員の対応については、事の重大性の認識が乏しく、本事案に係る同議員の当初の説明においては、入室人数および滞在時間に関して事実よりも過少に申告し、滞在目的および入室経路についても事実と異なる虚偽の説明をしたことから、会派長会議等の会議を重ねるごとに同議員の説明内容が二転三転することとなった。その結果、同僚議員から強い不信感を抱かれることとなり、このため、同議員を除く他の全ての議員の同意の下、10名の議員から連署で審査請求書が提出されることとなった。さらには、審査会の弁明時においても、同議員から謝罪の弁はあったものの、質疑応答の場面では、発言内容が変わるなど、真摯に反省している態度が見られなかった。

このような同議員の本事案に対する事後対応は、市民の負託を受けた議員としての自覚を著しく欠いたものと言わざるを得ず、その結果、議員の品位と名誉を損ね、市民の議会に対する信頼を損ねたものであり、前記条例第3条第1項第1号に違反するものであると認められる。

(2) 同議員に対して議会がなすべき処分に関する意見

前項で認定・評価したとおり、今江議員の本事案における所為は、非違行為の悪質性の度合いが高く、信頼失墜の程度も大きいことから、一部委員からは「議員辞職勧

告」相当との意見が出るなど、その政治的・道義的責任は重大であり、猛省を促すためには、相応の厳しい処分をもってこれに臨む必要がある。

したがって、本審査会としての今江議員に対して議会がなすべき処分としては、本来は「役職辞任勧告」が相当と判断するものである。

しかしながら、同議員が既に総務常任委員会委員長等を辞し、役職辞任が認められている本事案において、実際に可能な処分としては「議長文書戒告」相当と判断するものである。ただし、本来の処分が「役職辞任勧告」相当であることに鑑み、今江議員は本会議において誠意を持って陳謝し、その中で、役職辞任に至った理由等に加えて、あらためて本事案に対する認識や、今後における議員活動、信頼回復に向けてどのように取り組むのかを述べるなど、市民への説明責任を果たすべきである。

なお、守山市議会全体としても、今一度、本事案を政治倫理の規範を省みる機会としていただくとともに、今後の議会活動、議員個々の活動においても、市民の信頼回復に努められることを意見として申し添える。